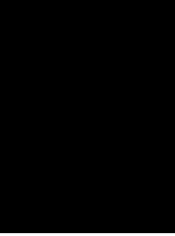


電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける電気通信事業者の指定

(諮問第3130号)

< 目 次 >

1	諮問書	1
2	概要	2
3	告示案	6



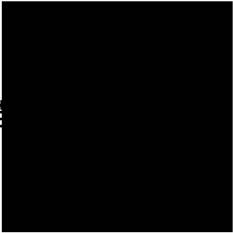
諮問第3130号

令和2年7月8日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 多賀谷 一照 殿

総務大臣 高市 早苗



諮 問 書

電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第27条の3第1項の規定に基づき、同条第2項の規定の適用を受ける電気通信事業者を指定することとしたい。

については、同法第169条第2号の規定に基づき、上記のことについて諮問する。



総務省

電気通信事業法第27条の3の規定の適用を受ける 電気通信事業者の指定

令和2年7月
総務省
総合通信基盤局

- ・ モバイル市場の公正な競争を促進するため、電気通信事業法第27条の3等において、携帯電話事業者・代理店に対する規律を規定。
- ・ 対象役務※は、携帯電話サービス及び全国BWAサービス(スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータ)
- ・ **対象事業者※は、MNO、MNOの特定関係法人、MVNOのうち利用者数の割合が0.7%を超える者(合計24者)及び販売代理店**

※ 対象役務・対象事業者は、電気通信事業法第27条の3第1項に基づき指定。

競争を行う際の最低限の基本的なルールとして、携帯電話事業者・代理店に対して以下の規律を規定。違反した場合には業務改善命令の対象。

通信料金と端末代金の分離

- 端末の購入等を条件とする通信料金の割引を禁止
- 通信契約とセット購入時の端末代金の値引き等の利益の提供を上限 2万円に制限
(先行同型機種 of 買取価格を下回ることも不可。)
- 端末代金の値引き等の利益の提供の例外
 - ① 廉価端末
→ 0円以下とならない範囲で利益提供可
 - ② 通信方式変更/周波数移行に対応するための端末
→ 0円未満とならない範囲で利益提供可
 - ③ 不良在庫端末
→ 最終調達から2年で半額までの利益提供可、
→ 製造中止から12か月で半額まで、24か月で8割までの利益提供可

※ 新規契約を条件とする通信料金の割引、利益の提供についても同様のルール

行き過ぎた囲い込みの禁止

- 期間拘束契約の期間の上限 2年
- 期間拘束契約の違約金の上限 1,000円
- 期間拘束のない契約の提供の義務付け
- 期間拘束の有無による料金差の上限 170円/月
- 更新を伴う契約が満たすべき条件
 - ① 契約締結時に、契約期間満了時に期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が選択可能
 - ② ①の選択によらず料金その他の提供条件が同一
 - ③ 契約期間満了時に、期間拘束を伴う契約で更新するかどうかを利用者が改めて選択可能
 - ④ 違約金なく契約を解除可能な更新期間が少なくとも3か月間設けられている(自動更新なしの場合は1か月)
- 継続利用割引時の利益の提供 1か月分の料金/年

- ❑ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者として次の電気通信事業者を告示によって指定(現在の告示は、令和元年総務省告示第167号)。
- ・MNO及びMNOの特定関係法人(移動電気通信役務を提供している者)については全事業者
 - ・MVNOについては移動電気通信役務の利用者の数の割合が0.7%を超えるもの

MNO: 全て指定

(自ら周波数の割当てを受けてネットワークを運用する電気通信事業者は競争への影響が少ないとは考えられないため。)

MVNO: 利用者の数の割合が0.7%を超えるものを指定

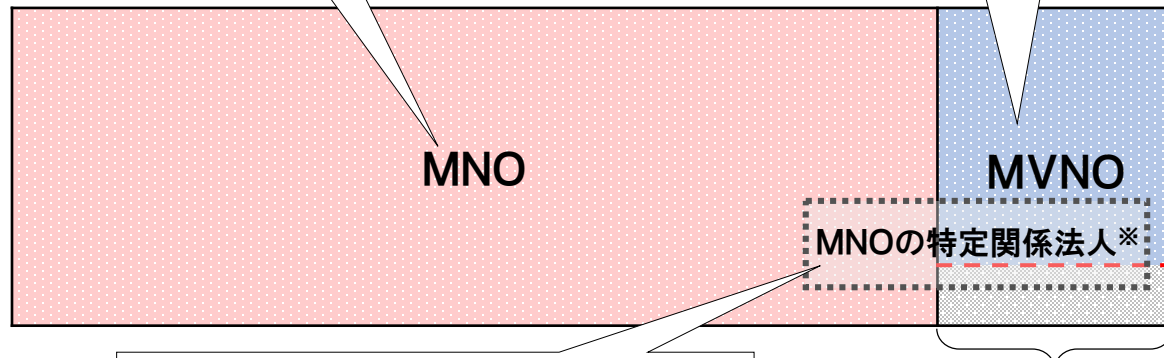
(利用者の数が100万(割合換算で約0.7%)を超える電気通信事業者は、競争への影響が少ないとは考えられないため。)

【計算方法】

- ・ 毎年度末時点の移動電気通信役務の利用者の数を用いて、1年に1回、割合を計算

【指定手続】

- ・ 禁止行為規律の対象となる電気通信事業者を指定又は解除するときは、対象事業者に通知



MNOの特定関係法人: 全て指定

(潜脱防止のため。)

除外されるMVNO
(利用者は全体の1割未満)

※ MNOの親会社、子会社、兄弟会社、1/3超の議決権保有等の実質的な支配関係のある関連会社等

- MNOの特定関係法人であるMVNOについて、新たな電気通信事業の開始により2事業者が指定の対象となり、提供する電気通信役務の廃止・提供形態の変更により、2事業者が指定の対象外となった。
- その他MVNOについて、直近の利用者数の割合を踏まえても、現在の対象事業者に変更なし。
- 上記を踏まえ、計24事業者を告示によって指定する。

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	それ以外
<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTドコモ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NTTコミュニケーションズ ・ NTTメテリアサプライ ・ NTTネオメイト ・ NTTPCコミュニケーションズ ・ ドコモCS ・ NTTビジネスソリューションズ ・ NTT国際通信 	<ul style="list-style-type: none"> ・ IIJ ・ オプテージ ・ ○△事業者 ・ ×××事業者 ・ ... <p style="text-align: right;">↑ シェアが 0.7%超</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ KDDI ・ 沖縄セルラー電話 ・ UQコミュニケーションズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ビッグローブ ・ 沖縄セルラーアグリ&マルシェ ・ UQモバイル沖縄 ・ 中部テレコミュニケーション ・ ソラコム 	<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; display: inline-block;"> <p style="color: red; font-size: 24px; margin: 0;">計24社</p> <p style="margin: 0;">(現在は計24社)</p> </div>
<ul style="list-style-type: none"> ・ ソフトバンク 	<ul style="list-style-type: none"> ・ LINEモバイル ・ ヤフー ・ ウィルコム沖縄 ・ 夕留モバイル ・ SBパートナーズ 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天モバイル 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 楽天コミュニケーションズ 	

○総務省告示第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二十七条の三第一項の規定に基づき、同条第二項の規定の適用を受ける電気通信事業者を次のとおり指定する。

なお、令和元年総務省告示第百六十七号（電気通信事業法の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定の例により、同条第二項の適用を受ける電気通信事業者を指定する件）は、廃止する。

令和二年 月 日

総務大臣 高市 早苗

- 一 株式会社NTTドコモ
- 二 沖縄セルラー電話株式会社
- 三 KDDI株式会社
- 四 ソフトバンク株式会社
- 五 UQコミュニケーションズ株式会社
- 六 楽天モバイル株式会社
- 七 株式会社インターネットイニシアティブ
- 八 株式会社ウイルコム沖縄

- 九 S B パートナーズ株式会社
- 十 エヌ・ティ・ティ国際通信株式会社
- 十一 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
- 十二 株式会社エヌ・ティ・ティネオメイト
- 十三 NTTビジネスソリューションズ株式会社
- 十四 株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ
- 十五 株式会社オプテージ
- 十六 汐留モバイル株式会社
- 十七 株式会社ソラコム
- 十八 中部テレコミュニケーション株式会社
- 十九 株式会社ドコモCS
- 二十 ビッググローブ株式会社
- 二十一 ヤフー株式会社
- 二十二 UQモバイル沖縄株式会社
- 二十三 LINEモバイル株式会社
- 二十四 楽天コミュニケーションズ株式会社